

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、日本が 1985 年に批准した女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999 年に国連において採択された付属条約である。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めている。また、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告ともに送付する手続きを規定している。

現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 カ国中 116 カ国が選択議定書を批准しているが、日本は未だ批准へと至っていない状況である。世界経済フォーラム（WEF）は、今年 6 月、男女格差の現状を各国の統計をもとに「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 分野で評価した「世界男女格差報告書（Global Gender Gap Report）2025 年版」を発表。日本のジェンダーギャップ指数は 148 カ国中 118 位であり、G7 では最下位である。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準とする重要な第一歩である。

令和 2 年に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画、内閣府が作成、公表した令和 7 年度男女共同参画白書では、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献について、持続可能な開発目標（SDGs）や女性差別撤廃委員会など国連機関等との協調が謳われ、具体的な取組として「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と示している。さらに、第 6 次基本計画策定専門調査会において協議が進んでいる「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」においても女性差別撤廃条約の積極的遵守等の項目では、「選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める。」とされ、次期計画においても早期締結に向けた検討が進められる見込みである。

よって、国におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法 第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 1 日

羽 島 市 議 会

〔送付先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）